



POLICE Information

「特別定額給付金」に便乗した詐欺に注意!

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の「特別定額給付金」の給付が決定しました。

今後、給付金を口実に個人情報聞き出そうとしたり、暗証番号を聞き出してキャッシュカードを受け取りに来るなどの「電話で『お金』詐欺」(振り込め詐欺)の発生が予想されますので、被害にあわないために、次の点にご注意ください。

知らない電話番号には出ない



電話に出たら言葉巧みにだまされます

在宅時でも留守番電話に設定



犯人は、留守番電話に声を残さない傾向にあります。相手を確認して電話に出ましょう。

電話でお金の話は詐欺



電話でお金の話が出たら「詐欺かも?」と疑いましょう

第三者にお金やキャッシュカードを渡さない



友人、会社の同僚などを装ってお金やキャッシュカードを受け取りに来る手口が増えています。暗証番号は絶対に他人に教えない。

不審な電話がかかってきたら、戸締まりを確実にし、警察に相談を！
高森警察署 (62-0110) または110番へ通報



〈問い合わせ〉高森警察署 Tel.0967 (62) 0110

命を守る
住宅用火災警報器
設置していますか? 点検していますか?

10年経ったら交換を!

熊本県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられた平成23年6月1日から令和2年6月1日で9年を迎えました。住宅用火災警報器は、古くなるか電子部品が寿命を迎えたりなどで火災を感知しなくなるのがおそれますので、機器本体交換の目安です。

<p>■設置する場所(例)</p> <p>設置が必要な場所は、寝室・居間等です。浴室は、換気ができずとこである場合は設置不要です。</p>	<p>■点検方法</p> <p>ひもを引っ掛けたらボタンを押します。音声などで正常に作動するかどうかお知らせしてくれます。</p>
---	---

WITH 九州一斉
住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中!

阿蘇広域行政事務組合消防本部
予約電話 0967-34-0119 (お問い合わせは、予約まで)

後援: 消防庁、熊本県

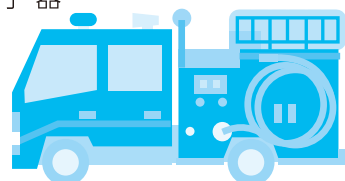
熊本県内のすべての住宅に住宅用火災警報器(住警器)の設置が義務付けられて、今年の6月で9年を迎えました。九州各県の消防本部では、6月1日を基準日として、九州一斉に住警器の普及・啓発キャンペーンを展開しています。

設置の必要な寝室や階段などに、まだ設置がお済みでない場合や電池切れ等のサインが出ている場合は、すみやかに設置または交換をしましょう。

住警器は少ない投資でああなたの生命・財産を守ります。

みなさんのご家庭の住宅用火災警報器は大丈夫ですか?

なんでも南部分署



詳しくは消防本部予防課までお問い合わせください。 Tel.0967 (34) 0119